



農業委員会だより

第38号

■発行／日田市農業委員会事務局 ☎0973-22-8213 日田市田島2丁目6番1号



農地等の利用の最適化を 進めるために

日田市農業委員会は、食料を供給する農地を守るためにも、農業所得の向上と農業経営の安定化を図り、地域農業が確立するよう、農業委員会等に関する法律第三十八条第一項の規定に基づき、棕野美智子市長に『農地等利用最適化推進施策に関する意見書』を提出しました。

農業委員会は、市と協力し、「地域計画」に基づき、農地等の利用の最適化に取り組んでまいります。

目次

『農地等利用最適化推進施策に関する意見書』について	2
新委員の紹介	3
農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集	4
農業委員会の活動（農地パトロールほか）	6
お知らせ（市政功労者表彰ほか）	6
農地についてご相談ください	8

『農地等利用最適化推進施策に関する意見書』 令和七年九月十八日提出

■ 農業者への支援について

日田市においても、高齢化や担い手不足により耕作放棄地が増加している状況にあります。さらに、最近では農業機械の価格高騰により、買い替えが出来ず、農地の管理をあきらめる人が出てきています。

市では、地域農業を維持するため、地域の農地保全を行うことを目的に、農業機械等の整備にかかる経費への支援を行っていただいているところですが、現在、その補助率は、集落営農組織の事業費の二分の一以内に対して、大規模経営体は事業費の三分の一以内と助成額に差が生じたものとなっております。

地域農業を維持するためにも、農地の集積を行う大規模な個人経営体の存続は、地域の農地保全に繋がるものでありますことから、大規模経営体が対象となります担い手農地保全支援につきましても、補助率を事業費の二分の一以内に引き上げていただくよう要望します。

なお、当該事業は需要が多く、申請者は順番待ちの状況と聞き及んでおりますことから、事業費の増額も、あわせて要望します。

■ 有害鳥獣対策について

近年、日田市内においても、鹿による農作物

被害が著しく、深刻化を増してきております。

現在、鳥獣被害防止に対しては、金網柵などの設置資材に対する支援事業がございますが、中山間地が多い市内の農地では、斜面に設置せざるを得ない状況となる場合もあり、現在、助成の対象となっていない鹿用の柵の高さでは、十分な効果が発揮できない状況も、ままた見られま

す。このことから、中山間地の農地での、鹿からの被害を想定した防護柵に関しまして、対象資材の見直しを検討していただきまますよう要望します。

あわせて、日田市内の農地の実情に合った有効な防護対策の調査・研究を進めていただきまますようお願いいたします。

■ 農業労働力の確保・供給について

現在、日本の農業では人手不足が深刻な問題となっております。

日田市においても、高齢化等により、人手不足の経営体もあり、その解消の手段として、外国人労働者の活用を検討しているところも少なくありません。しかし、個々の経営体では繁忙期が片寄り、外国人でなくとも、労働者を年間通して雇用することが出来ず、農業生産活動

が困難な状況となってきたりしている経営体も見られます。

このことから、市において、市内の農業労働力を求める経営体の繁忙期を取りまとめ、年間を通して必要な農業労働力を確保・供給できるような取り組みを実施していただくよう要望します。



■スマート農業の推進について

農業者の高齢化や担い手不足が進む中、スマート農業技術による省力化や規模拡大が期待されるのですが、現状では導入が進んでないのが実状であり、その課題としては、高額な初期コストと通信環境の未整備とともに、農地の立地など地形的な適不適などが上げられ、中山間地の多い日田市では、特に導入し難い状況があります。

しかしながら、スマート農業導入の成果として、人手不足の解消だけでなく、若者の農業への参入も期待されることから、将来を見据えて、市の施設単位に基地局を開設するなど、導入コストの軽減に繋がるような事業を進めていただくよう要望します。

あわせて、日田市の地形に合ったスマート農業技術・環境整備に向けた調査研究を進めていただきますようお願いいたします。

■農作物のセールスについて

市におかれましては、「日田の魅力発信の取組」として、日田の美味しい農産物の魅力を国内外に向けてのプロモーションや、トップセールスなどにより、発信していただいておりますこと感謝いたします。

今後、農産物はもちろんですが、日田市の農工商産業の総合的な振興を図るためにも、新たな販路開拓・アンテナショップの開設、そし

て、そこから得られる有益な情報を生産者に還元し、日田市の農地を守るためにも、市と生産者が一体となつての更なる生産意欲に繋がられるような流れを作っていただくよう要望します。

■米作りへの支援について

昨年からのいわゆる「令和の米騒動」により、米の価格が高騰しているかのように言われていますが、そもそもが、これまでの米の安値により、生産者は採算が合わず、十分な収入が得られず、苦境に立たされ続け、そういった状況が、離農者・耕作放棄地の増加、新規就農者の減少に繋がっていると云えます。

今まだ、米の需給は混乱の最中ではありますが、今後の水田の管理・活用促進のためにも、生産者の立場からの米の適正な価格の安定維持が望まれます。

市におかれましては、昨年、一昨年に引き続きまして、美味しい「日田米」のピーアール活動を継続して行っていただきますようお願いいたします。

新委員の紹介

中川区域の農地利用最適化推進委員が
変わりました

前任の高瀬俊和委員にかわり、令和七年七月八日より、高浪博文氏が新たに中川区域の農地利用最適化推進委員に委嘱されました。
なお、任期は令和八年七月十九日までとなります。

【抱負】

担い手農家への農地の利用促進や、耕作放棄地の解消等で、地区農業の維持・発展に貢献したい。



高浪博文委員

農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集

◆令和8年7月19日をもって任期満了となる農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

■募集人員

〈農業委員〉 19名 〈農地利用最適化推進委員〉 19名（区域設定あり、5頁参照）

■募集期間

令和8年2月3日（火）から 令和8年3月2日（月）まで

■対象者

〈農業委員〉

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に係る職務を適切に行うことができる者

〈農地利用最適化推進委員〉

農地等の利用の最適化の推進（農地の利用集積、耕作放棄地の発生防止など）に熱意と識見を有し、その職務を適切に行うことができ、担当する区域における現場活動ができる者

■任期

〈農業委員〉 令和8年7月20日～令和11年7月19日（3年間）

〈農地利用最適化推進委員〉 委嘱した日から令和11年7月19日（約3年）

■募集資格要件

次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。

- ① 日田市に住所を有しない者（特別な事情がある場合を除く）
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

■募集方法

- ・自薦（本人が応募する場合）又は他薦（団体等による推薦又は3名以上の連名による推薦）による。
- ・規定の様式に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、農業委員会事務局に提出してください。
- ・募集要項及び推薦書・応募書は、農業委員会事務局及び各振興局・各振興センターで配布します。また、市ホームページから様式をダウンロードして使用できます。

※詳しい内容につきましては、募集要項にてご確認ください。

【お問い合わせ先（推薦書・応募書 提出先）】

日田市農業委員会事務局（日田市役所3階）

〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号

電話（0973）22-8213

別表「農地利用最適化推進委員区域設定一覧表」

▼ 募集人数 19人(19区域 各1人)

▼ 複数の区域への推薦(又は応募)が可能ですが、兼務はできません。

区域名	募集人数	担当の地区(自治会)
日田・五和	1	亀川町・日ノ隈町・中釣町・中ノ島町・堀田町・亀山町・本庄町・三隈町・大和町・川原町・若宮町・元町・南元町・本町一丁目・本町二丁目・東町一丁目・東町二丁目・中央通二丁目・中央通三丁目・中央通一丁目・三本松・淡窓町・中城町・港町・丸の内町・豆田第一・豆田第二・城町一丁目・城町二丁目・上城内町・丸山一丁目・丸山二丁目・城内新町・石井町一丁目・石井町二丁目・石井町三丁目・高井町・内河町・小山町・緑町一丁目・緑町二丁目
高瀬	1	高瀬本町・大宮町・琴平町・八幡町・誠和町・銭湊町・京町・大日町・南部町・串川一丁目・串川二丁目・上野町
三芳	1	田島一丁目・田島二丁目・田島本町・田島町・田島三丁目・刃連町・下井手町・三芳小湊町・大部町・桃山町・小ヶ瀬町・日高町・神来町・求町・古金町
西有田	1	上手町・坂井町・三ノ宮町一丁目・三ノ宮町二丁目・石松町・尾当町・有田町・三池町・中尾町・水目町・秋山町・あやめ台
三花	1	秋原町・市ノ瀬町・伏木町
三花・小野	1	天神町・清水町・財津町・藤山町・三和団地・三河町・鈴連町・殿町・源栄町
東有田1	1	池辺町・松野町・諸留町・上諸留町
東有田2	1	月出町・羽田町・日の本町・岩美町・東羽田町
朝日	1	小迫町・朝日町・二串町・君迫町・山田町・朝日ヶ丘
光岡	1	日ノ出町・清岸寺町・吹上町・玉川町・玉川三丁目・新治町・南友田町・北友田一丁目・北友田二丁目・北友田三丁目
大鶴	1	鶴城町・鶴河内町・上宮町・大鶴本町・大肥町・大鶴町・大肥本町
夜明	1	夜明上町・夜明中町・夜明関町
前津江	1	柚木・出野・大野・赤石
上・中津江	1	野田・川辺・丸蔵・鯛生・上津江川原・都留・上野田・雉谷
西大山	1	北部の一部・中央の一部・老松・西峰・烏宿・清流の一部・南部
東大山	1	北部の一部・中央の一部・都築・清流の一部
馬原	1	馬原一・馬原二・馬原三
中川	1	女子畑・丸山西・丸山東・湯山・桜竹一・桜竹二・赤岩
五馬	1	出口・塚田・本城・五馬市東・五馬市西
19区域	19人	

農業委員会の活動

農地パトロールを実施しました

農業委員会では、毎年八月から九月にかけて、農地パトロール（農地の現状確認）を実施しています。

この調査で、耕作されていない状況が確認された農地の所有者等には、今後の農地の利用に関する意向調査を行いますので、ご協力をお願いします。



パトロールの様子

大分県農地中間管理機構と意見交換会を行いました

農業経営基盤強化促進法の改正により、農地の貸し借りが、令和七年四月から、原則として「農地中間管理事業」を利用する貸借に一本化されました。

農地中間管理事業は、農地中間管理機構が、農



意見交換会の様子

地の貸し手と借り手の間で、中間的な受け皿となり、農地を貸し付ける制度ですが、これまで行われてきた農地の貸し手と借り手の相対による契約と違い、様々な問題点が見えてきていることから、農業委員会では、委員の意見等を集約し、令和七年十月三十一日に、農業委員会役員と大分県農地中間管理機構との意見交換会を行いました。農業委員会は、農地中間管理事業が、農地の出し手・受け手ファーストとなるための制度の見直しと運用の改善を求めています。

お知らせ

市政功労者表彰

日田市農業委員会の石井照久会長（前津江町大野）が、日田市の地域農業の振興と発展に貢献されていることから、令和七年度の市政功労者に選ばれ、令和七年十一月三日の文化の日に表彰されました。

石井会長は、平成十四年七月から二十三年の長きにわたり、前津江村及び日田市農業委員会委員を務め、平成二十三年七月からは農業委員会会長職務代理人（副会長）、令和二年七月からは会長の要職に就かれ、農地等の利用の最適化の推進に尽力していただいております。



表彰式の様子

地域計画が策定されました

高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されている中、今後、そういった農地が利用されやすくなるように、農地の集約化等に向けた取り組みを加速化することが急がれています。

このような状況下、農業者の話し合いに基づき、その地域における農業の将来のあり方などを取りまとめた「地域計画」の策定が義務付けられました。

日田市では、令和七年三月に市内全域十六地区を策定し、公表しています。

この地域計画では、十年後に目指す地域の農地利用を地図上に示した「目標地図」を作成しており、計画とともに「目標地図」も市のホームページで見ることが出来ます。

「地域計画の変更手続きについて」

地域計画の区域内の農地について、農業外利用として「農業振興地域の農用地区域からの除外」や「農地転用」の申請をする場合は、事前に地域計画の区域から除外する必要があります。詳しくは、市農業振興課へお問い合わせください。

「地域計画に関する問い合わせ先」

☎ 〇九七三二二一八二二一（農業振興課直通）

一人ひとりの農業者を応援する

農業者年金

私たちは、世界一の長寿社会の中におり、老後の生活は大変大きな課題となっています。

充実した老後生活を送るために、農業者年金がお役に立ちます。

農業者年金はメリットいっぱい制度です

■国民年金の被保険者で年間六〇日以上農業に従事されている方は誰でも加入できます。

■積立方式で少子高齢化の時代に対応した安定した制度となりました。

■認定農業者等一定の要件を備えた方に対し保険料の手厚い国庫助成（政策支援）があります。

■月額二万円から六万七千円までご自身のライフプランに合わせて保険料を自由に選択できます。

■税制優遇でとってもお得、毎年最大八〇万四千元の所得控除、支払われる年金も公的年金控除が適用されます。

■途中でやめても年金が受けられ、八〇歳保証付の終身保険です。

*農業者年金に関する相談・お問い合わせは、農協、または農業委員会へ

全国農業新聞を読もう!!

見やすく！わかりやすく！
充実した農業・農村の情報を届けます

1週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、担い手の皆様の経営発展に役立つ新聞として高く評価いただいております。

◆購読の申し込みは、お近くの農業委員又は、
農業委員会事務局へ



週刊 金曜日発行

購読料 月額 700円

令和8年4月から
月額が900円に
改定されます

農地についてご相談ください

貸したい
借りたい

売りたい
買いたい

他の事に
使いたい

農地を『売ったり』『貸したり』『転用(住宅・植林・倉庫・駐車場などで使用)』するときは、「農地法」等に基づく許可が必要です。

農地を耕作目的で
貸したい。(借りたい)

農地中間管理事業
の申請
(または農地法第3条の申請)

農地を耕作目的で
売りたい。(買いたい)

農地法第3条
の許可申請

自分の農地を
転用したい。

農地法第4条
の許可申請

他人の農地を買って
(借りて)転用したい。

農地法第5条
の許可申請

各種申請には条件があります。

詳しくは日田市役所3階の農業委員会事務局

までご相談ください。 ☎(0973)22-8213

農地法違反 について

◎違反転用については、農地法で原状回復等の処分や罰則(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)が定められています。

◎農地を埋め立てするには、事前に許可等が必要です。

◎許可後、転用していない農地がありましたら、速やかに転用し完了報告と登記を済ませてください。

申請書の
締切りは、

毎月
17日

■17日が閉庁日の場合には、次の開庁日を締め切りとさせていただきます。

■申請書提出までに期間を要する場合があります。早めにご相談ください。